

# 訪問看護・介護予防訪問看護

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）①

[2024年6月22日現在]

### 1. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所所在地等

利用事業所名称	公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションいずみ		
事業所所在地	〒981-3122 仙台市泉区加茂5丁目32-4		
電話番号	022-378-5442		
指定年月日・事業所番号	平成7年9月8日指定	0465590016	
管理者氏名	尾山 桂		
通常事業実施地域	仙台市泉区、 仙台市青葉区(桜ヶ丘・中山・南吉成・北仙台・台原中学区)		

#### 事業所を運営する事業者について

事業者名称	公益財団法人 宮城厚生協会
代表者氏名	理事長 土村 まどか
所在地 電話番号・FAX番号	宮城県多賀城市下馬2丁目13番7号 (電話：022-361-1158・Fax：022-361-1124) (担当：介護事業部)
法人設立年月日	1950年2月21日

#### (2) 事業目的及び運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供し、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日、8月16日、12月30日～1月3日以外）
営業時間	午前8時30分～午後5時（土曜日は12時30分まで） *ただし、緊急時訪問看護は、365日24時間対応します。

#### (4) 事業所の職員体制（介護予防も兼務で対応します）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護も兼務で対応します。）

職種	資格	人数	職務内容
管理者	看護師	常勤1名	事業所の従業員及び業務の総括管理
看護職員	保健師・看護師・准看護師	3名以上	訪問看護計画に基づく訪問看護の提供
理学療法士等	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上	訪問看護計画に基づく在宅療養に必要なリハビリの提供

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や家族から求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 2. 訪問看護を利用できる方

介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
居宅の要介護者又は要支援者で、主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない(非該当)の方 ② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方 (がん末期急性増悪期など)

## 3. 提供するサービス内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るサービスです。

主治医よりリハビリテーションを中心とする指示がある場合は、リハビリテーション専門職である理学療法士等が訪問し、訪問看護業務の一環としてリハビリテーションを行います。

サービスの開始時や状態変化などに合わせて、理学療法士等のほかに定期的に看護職員が訪問看護を行い、体調や生活状況を確認したうえで、看護職員と理学療法士等が連携して計画書・報告書を作成します。

\*サービスの第三者評価は実施しておりません。

## 4. 利用料

(1) サービス利用料は、契約書別紙②（料金表）のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、「介護保険負担割合証」に記載された割合の額です。（介護報酬が改定された場合は、自動的に改定されます。）ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額全額を負担いただきます。

\*尚、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、全額（10割）を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を発行しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請をして下さい。

(2) 交通費

提供地域内	介護保険の場合…無料
	医療保険の場合…片道のみ1kmにつき50円
地域外	通常の提供地域を超えた地点から、片道のみ1kmにつき100円 * 1回の訪問で10kmを超える場合は上限1,000円 * 1ヶ月の訪問で合計5,000円を超える場合は、上限5,000円

(3) キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料金がかかります。

キャンセルが必要となった場合は、**至急連絡**ください。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はかかりません。

ご利用の前日の <b>昼12時</b> までに連絡いただいた場合	無料
前日の <b>昼12時</b> までに連絡がなかった場合	1,000円

(4) 支払い方法

利用料等は、月ごとにまとめて請求しますので、次の方法でお支払い下さい。翌月27日に、指定の金融機関の口座より引き落とします。



